

## 介護保険料の納め方

年金の受給額によって、2通りの納め方があります。

### ●老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が年額18万円以上の人

▶ **特別徴収**…年金から差し引かれます ※老齢福祉年金などは、特別徴収の対象となりません。

年金の定期支払いの際に、年金の受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

年間保険料は6月以降に確定します。そのため、前年度から継続して特別徴収の人は、4・6・8月は暫定的に前年度2月と同額を納めます（仮徴収）。10・12・2月は、確定した年間保険料から、仮徴収分を差し引いた額を納めます（本徴収）。

なお、仮徴収と本徴収の保険料額が次年度以降大きく変わらないようにするため、8月の保険料額を調整して、天引きされる額が年間を通じて、できるだけ均等になるように処理（介護保険料の平準化）をしています。

| 前年度 | 本年度         |             |             |              |              |             |
|-----|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|-------------|
| 2月  | 4月<br>(第1期) | 6月<br>(第2期) | 8月<br>(第3期) | 10月<br>(第4期) | 12月<br>(第5期) | 2月<br>(第6期) |
| 本徴収 | 仮徴収         |             |             | 本徴収          |              |             |

前年度2月と同額を納めます。

年間保険料から仮徴収分を差し引いた額を納めます。

### ■年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納める場合があります

- 新たに65歳（第1号被保険者）になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- 年度途中で年金の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など
- 他の市区町村から転入した場合
- 年金を担保にして融資を受けた場合

### ●老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が年額18万円未満の人

▶ **普通徴収**…納付書・口座振替またはスマートフォンアプリ納付で納めます

稲敷市から納付書が送られてくるので、記載された期日までに金融機関などを通じて納めます。

| 暫定          |             | 本算定         |              |              |             |  |
|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|-------------|--|
| 4月<br>(第1期) | 6月<br>(第2期) | 8月<br>(第3期) | 10月<br>(第4期) | 12月<br>(第5期) | 2月<br>(第6期) |  |

### ■安心・便利な口座振替を利用しましょう！

保険料の納付は口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。下記のものを持って、稲敷市指定の金融機関でお申し込みください。

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかった場合などは、納付書で納めることになります。

- 預（貯）金通帳
- 通帳届け出印



## 保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに保険料を滞納すると、次のような措置がとられます。

**納期限を過ぎると** 督促や催告が行われます。延滞金などを徴収される場合があります。

**1年以上滞納すると** サービスを利用したときの費用がいったん全額利用者負担になります。申請により、後で保険給付分が支払われます。

**1年6か月以上滞納すると** サービスを利用したときの費用がいったん全額利用者負担になります。申請しても保険給付分の一部または全部が差し止めとなり、滞納している保険料分にあてられる場合があります。

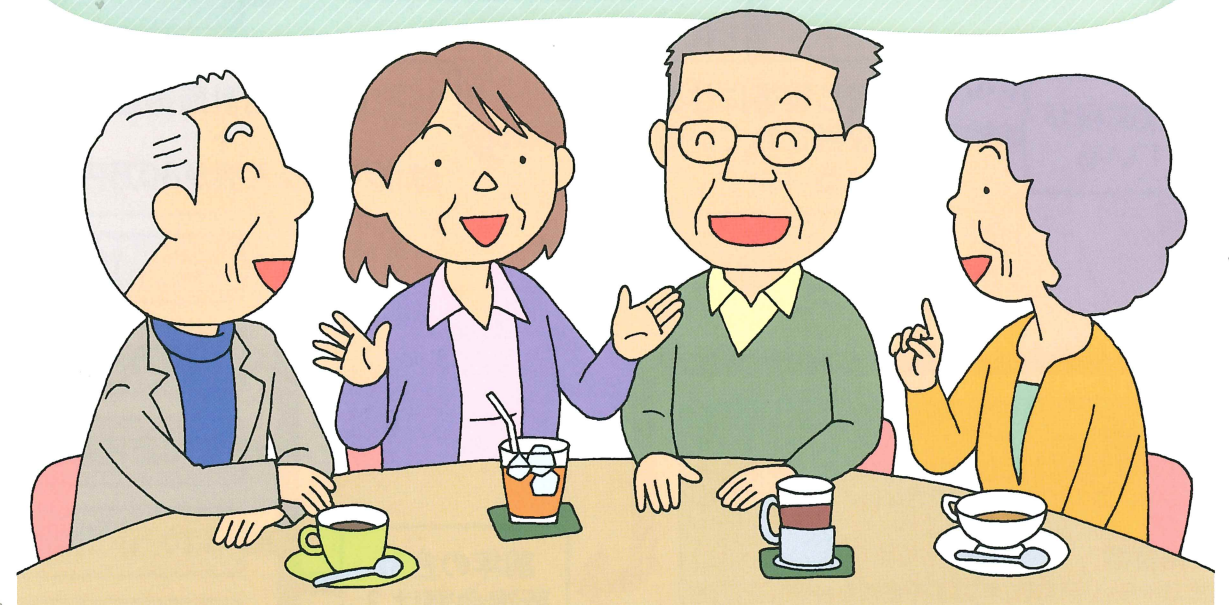
**2年以上滞納すると** サービスを利用したときの利用者負担の割合が引き上げられ、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

災害などの特別な事情があると認められたときは、保険料の減免や徴収の猶予を受けられることがあります。納付が難しいときは、担当窓口までご相談ください。

65歳以上のみなさんへ

# 介護保険料のお知らせです

令和6年度から、介護保険料が変わりました！



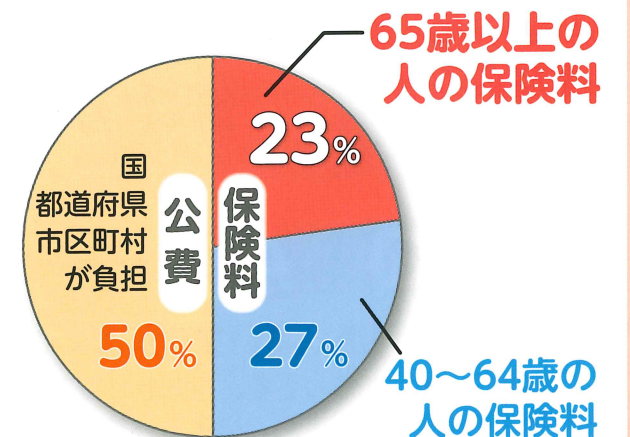
## 介護保険は支え合いの制度です

介護保険は、介護や支援が必要な人を社会全体で支え合うしくみです。40歳以上の人々が納める介護保険料は、安定して介護保険を運営するための大切な財源となっています。

介護保険料は3年ごとに見直され、令和6年度からは第9期の新しい金額となりました。

介護や支援が必要になったときに安心して充実したサービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

### 〔介護保険の財源〕



※令和6年度から3年間の割合です。

## 介護保険料の決まり方

65歳以上の人の介護保険料は、サービスにかかる費用などから算出された基準額をもとに、所得に応じて段階別に決まります。サービスにかかる費用は市区町村ごとに違うため、保険料も市区町村ごとに異なります。

基準額  
(年額)

=

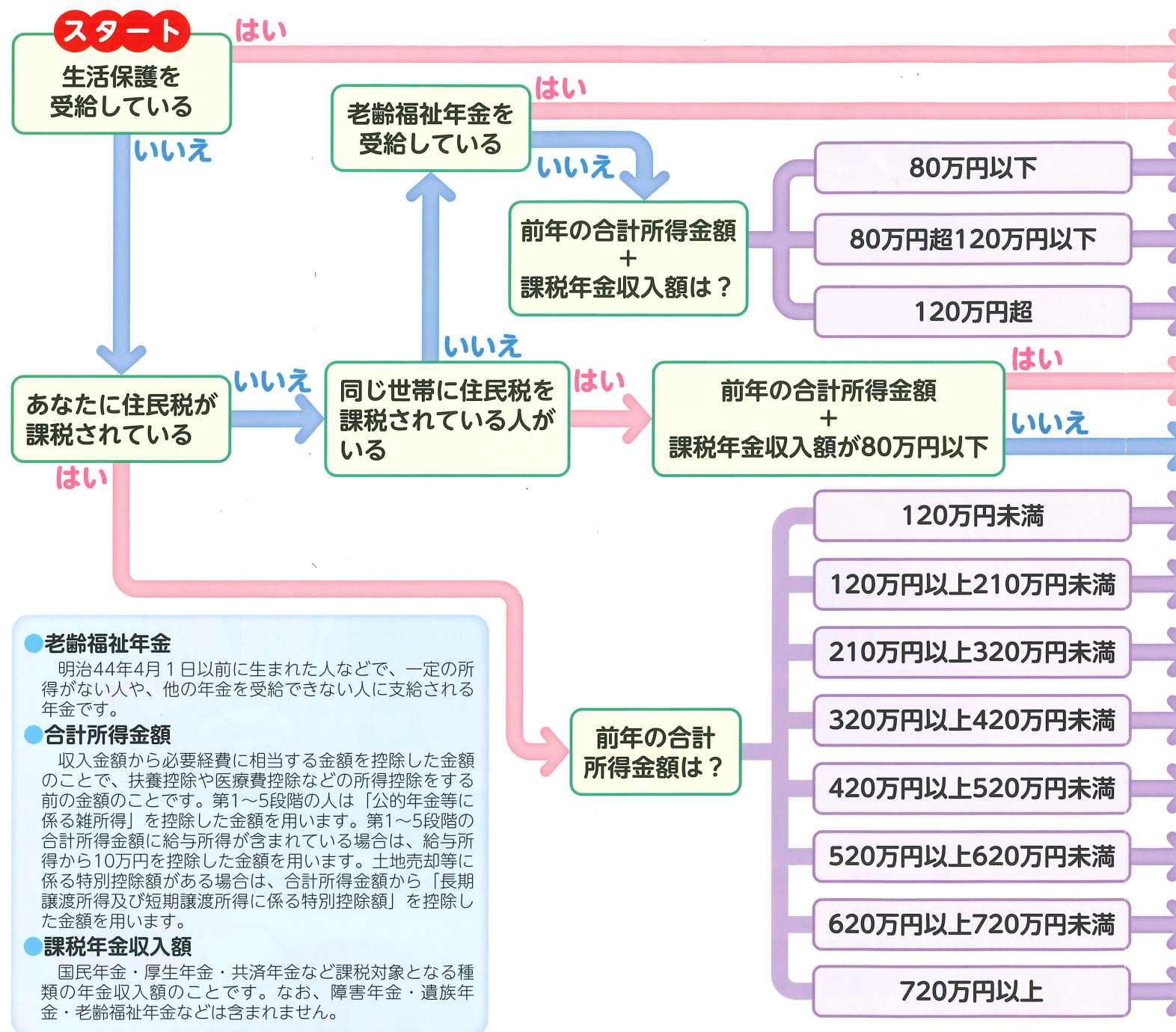
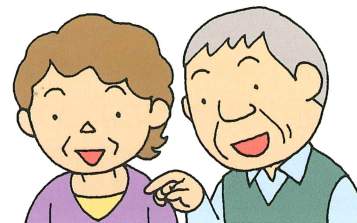
稲敷市で  
介護保険給付に  
かかる費用

×

65歳以上の  
人の負担分  
(23%)

÷

稲敷市の  
65歳以上の  
人数



| 所得段階  | 対象者                                                                                      | 保険料率      | 年額保険料    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----------|
| 第1段階  | ●生活保護を受給している人<br>●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人<br>●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人 | 基準額×0.285 | 18,400円  |
| 第2段階  | ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人                                         | 基準額×0.485 | 31,400円  |
| 第3段階  | ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えている人                                             | 基準額×0.685 | 44,300円  |
| 第4段階  | ●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人                                | 基準額×0.9   | 58,300円  |
| 第5段階  | ●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えている人                             | 基準額       | 64,800円  |
| 第6段階  | ●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人                                                           | 基準額×1.2   | 77,700円  |
| 第7段階  | ●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人                                                    | 基準額×1.3   | 84,200円  |
| 第8段階  | ●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人                                                    | 基準額×1.5   | 97,200円  |
| 第9段階  | ●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人                                                    | 基準額×1.7   | 110,100円 |
| 第10段階 | ●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人                                                    | 基準額×1.9   | 123,100円 |
| 第11段階 | ●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人                                                    | 基準額×2.1   | 136,000円 |
| 第12段階 | ●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人                                                    | 基準額×2.3   | 149,000円 |
| 第13段階 | ●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人                                                           | 基準額×2.4   | 155,500円 |

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

## 介護保険 Q & A

**Q** 介護保険を利用していないので、介護保険料は納めなくてもよいですか？

**A** 利用の有無にかかわらず、原則として40歳以上の人は全員が介護保険料を納めます。介護保険制度は支え合いの制度です。また、いまは介護保険を利用していなくても、今後もし介護や支援が必要になったときに安心してサービスが利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。

**Q** 介護保険料の納付方法を自分で選びたいのですが？

**A** 納め方を個人で選択することはできません。介護保険料の納付方法は、年金の受給額によって法律で決められています。稲敷市からの通知にしたがって決められた方法で納付をお願いします。

**Q** 65歳になる年の介護保険料は、どのようなになるのですか？

**A** 40～64歳の介護保険料は、医療保険の保険料に含まれる形で納めましたが、65歳になる月（65歳の誕生日の前日がある月）の分からは、介護保険料単独で納めます。国民健康保険に加入している人の場合、64歳の介護保険料は「4月～65歳になる月の前月までの分」を年度末までの納期に分けて納めます。そのため、「64歳の介護保険料の納付期間」と「65歳の介護保険料の納付期間」が重なりますが、二重に納めていたわけではありません。

